

人事労務レポート

★★ 今回のテーマ ★★

兼業・競業禁止義務

<就業規則に定める際の留意点>

発行元：社会保険労務士 山口事務所

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 3-15-4

渋谷 Monostep ビル 5F

TEL：03-6427-1191 FAX：03-6427-1192

E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp

Homepage：http://www.ys-office.co.jp

Facebook：http://www.facebook.com/ysoffice

政府の働き方改革実現会議において、兼業・副業が検討テーマとして取り上げられ、労働者が専門性や能力を柔軟に発揮できる機会を増やし、生産性の高い社会を実現するために兼業・副業を推進する動きがあります。今回はこの兼業のほか、それと関連する退職後の競業禁止義務をテーマに取り上げ、就業規則で規定し、運用する際の留意点について解説します。

1. 兼業に関する規定化

経済産業省が公表した「平成26年度兼業・副業に係る取組み実態調査事業報告書」によると、兼業・副業を容認している企業の割合は14.7%と少数ではありますが、近年働き方の多様化に伴い兼業・副業を認めようという企業も増えつつあります。

会社として兼業を認めるかどうか、については、兼業による疲労の蓄積や労働時間の制約等により労働者の労務の提供が不十分になったり、営業上の秘密事項の漏えいが懸念される場合などに禁止することが認められると考えられます。なお、その兼業を認めるかどうかを合理的に判断するために、従業員に事前に兼業の許可を申請させ、その内容を具体的に検討して判断するという許可制を就業規則で定めることは許容されると考えられています(マンナ運輸事件・京都地判平24.7.13)。

このような考え方や昨今の働き方に関する社会的な意識変化を踏まえ、就業規則に定める際は、一律に兼業を禁止するのではなく、許可制をとったうえで、兼業の許否を判断する形をとることが考えられます。

2. 競業禁止義務とは

競業禁止義務とは、会社と競業関係にある会社に就職したり、自ら競業関係となる事業を行ったりしない、という義務をいいます。営業秘密を知っている従業員が同業他社に行ったり、顧客基盤を使われたりする行為を制限することは、会社の事業活動上の利益を守るという観点からは妥当なことともいえます。

この競業禁止義務について、在職中であれば、労働契約の付随義務として考えられますが、退職後については、従業員にとっては今まで仕事で苦勞して得た知識や経験、人脈をこれからも活用したいと考えますし、職業選択の自由も憲法で保障されていることから、競業禁止義務の許容範囲は限定されることとなります。

こうした退職後の競業禁止義務は従業員本人との間で合理的な範囲での特約があってはじめて認められるものとも考えられるため、実務対応としては、就業規則に競業禁止義務を規定したうえで、退職時に本人との間で個別に誓約書を取り交わすのがよいでしょう。

3. 競業禁止義務を規定する際の留意点

就業規則や誓約書で退職後の競業禁止義務を定めるにあたっては、合理性の判断要素となる以下の点を意識する必要があります。(モリクロ事件・大阪地判平23.3.4等)。

①使用者の正当な利益の存否

使用者の正当な利益とは、重要な新商品の開発情報やノウハウの漏えい防止、顧客基盤の確保、その他重要な営業上の秘密事項の保護等が考えられます。

②対象となる従業員の地位や職務内容

使用者の正当な利益を保護するに値する重要な技術情報や営業秘密に接している従業員に競業禁止義務の対象範囲を限定することになります。比較的単純で汎用的な労働に従事するような地位の低い従業員の同業他社への就職を規制することは認められないと考えられます。就業規則に定めるにあたり、地位や職務内容等、対象従業員の範囲を限定することが望ましいといえるでしょう。

③競業禁止義務の期間

この制限期間の長さについては、競業禁止義務規定を設ける必要性、業務内容・技術の性質・特殊性、機密情報の内容等により妥当性が判断されるため、一概に〇年までとすべきなどということではできません。しかしながら、長すぎると従業員の再就職の途をとぎすことにもつながりかねないため、「退職後1年間」といったようにできる限り短く設定することが求められます。

④競業禁止義務の対象となるエリア

地方の会社等で、営業エリアが特定の地域に定まっているような場合は、その会社の利益が損なわれる可能性の低い営業エリア外での競業行為までも禁止するのではなく、一定の場所的限定をする必要があるといえるでしょう。

⑤代償措置

退職金の増額や機密保持に関する手当の支給等、特別な代償措置がとられていたかどうか判断要素の一つとなります。しかし、この代償措置については、その必要性を否定する学説や、特に言及せず競業禁止義務の効力を認めている裁判事例もあります(新大阪貿易事件・大阪地判平3.10.15等)

● コラム ●

先週、娘の中学の卒業式に参加してきました。4月から女子高生になります。今ではすっかり父親とも出歩かなくなりました。息子も小学生になり、土日はサッカーと野球を両方行っているため、遊びに連れ出す機会もだいぶ減りました。子供の手が離れ、週末に自分の時間が急にできたので、何をしようか悩みます。最近ジムにばかり行っていますが、40歳にもなりましたので、何か新しいことにチャレンジしたいと思います。(山口)